住所　北海道千歳市東郊２丁目15番10号
李寅徳　昭和50年４月２日生
住所　愛知県豊田市陣中町２丁目７番地７
紀忠志　昭和54年８月16日生
住所　愛知県豊田市日南町５丁目４番地３
王月鶴　昭和56年７月７日生
住所　愛知県豊田市日南町５丁目４番地３
紀虹宇　平成15年１月１日生
住所　愛知県豊田市日南町５丁目４番地３
潘久林　昭和53年８月３日生
住所　沖縄県那覇市安里３丁目８番27号
王月華　昭和55年８月12日生
住所　長崎県諫早市貝津町858番地１
潘心慧　平成15年５月４日生
林鉄　昭和25年１月11日生
住所　沖縄県那覇市安里３丁目８番27号
林昌子　昭和22年６月18日生
住所　埼玉県戸田市上戸田２丁目６番６―801号
朴芸花　昭和51年１月30日生
住所　東京都練馬区中村南２丁目４番14号
高崇　昭和53年６月３日生
住所　東京都練馬区豊玉南３丁目31番20号
高敬文　平成17年９月28日生
住所　東京都練馬区豊玉南３丁目31番20号
高敬翔　平成19年11月21日生
住所　横浜市金沢区並木３丁目18番４―504号
姚莉萍　昭和38年８月22日生
住所　山梨県中巨摩郡昭和町西条新田387番地１
杜輝霆　昭和62年５月19日生
住所　山梨県中巨摩郡昭和町西条新田387番地１
アンデルソン・ロジェリオ・セイハン・オオヤ
昭和51年２月15日生
アレクサンドラ・タバタ・オオヤ　昭和47年11月７日生
フェリペ・テツヤ・タバタ・オオヤ　平成10年３月８日生
エミリ・ナナミ・タバタ・オオヤ　平成17年11月３日生

○財務省告示第三百二十七号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年九月七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年十月八日

財務大臣　藤井　裕久

一　名称及び記号　国庫短期証券（第五十一回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十七条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で三兆二千六百九十三億円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で二千三百六億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　三兆二千六百六十七億千二百九十万五千円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　二千三百四億千七百八十二万六千円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十一年九月七日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十六銭三厘以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十六銭三厘四毛
十二　償還期限　平成二十一年十二月七日ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十一年九月七日

○財務省告示第三百二十八号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年九月十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年十月八日

財務大臣　藤井　裕久

一　名称及び記号　国庫短期証券（第五十二回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆二千五百四十億七千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千八億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　五兆二千五百二十一億四千九百六十二万百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千六億五千三百三十万七千二百円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十一年九月七日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十六銭三厘以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十六銭三厘四毛
十二　償還期限　平成二十一年十二月七日ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十一年九月七日